

平成15年度第5回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県政策推進室

日時 平成15年8月31日(日) 13:00~16:00
場所 ラ・プラス青い森 2階『メープル』
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員
委員 阿波田 禾 積 青森公立大学 経営経済学部 教授
委員 一條 敦 子 あおもり女性大学 一期生
委員 梅 津 光 男 八戸工業大学 建築工学科 教授(欠席)
委員 岡 田 秀 二 岩手大学 農学部 教授
委員 奥 村 潮 フリーアナウンサー
委員 北 村 真夕美 株式会社青森経営研究所 代表取締役社長
委員長 小 林 裕 志 北里大学 獣医畜産学部 教授
委員 佐々木 幹 夫 八戸工業大学 環境建設工学科 教授(欠席)
委員 渋谷 長 生 弘前大学 農学生命科学部 助教授
委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員 細 井 仁 青森県商工会議所連合会 事務局長
委員 前 田 辰 昭 北海道大学 名誉教授
委員 元 村 佳 恵 元 弘前大学 農学生命科学部 教授
青森県
政策推進室 中島政策審議監、堀内政策推進室長 他
農林水産部 福澤農村整備課長、三木農村整備課総括副参事 他
県土整備部 佐藤次長、原田整備企画課長、木村河川砂防課長 他

内 容

- 1 開会
- 2 あいさつ(中島政策審議監)
- 3 議事

《基本的事項の確認》

委員長：皆様どうもこんにちは。本日、最後の委員会になりますので、よろしくお願ひします。毎度でございますけれども基本的な事項の確認ということで、1番、本審議は委員会運営要領に基づき公開とします。2番、審議内容につきましては整理され次第資料とともに政策推進室において公表、縦覧いたします。もちろん公表に当たりましては各委員からの了解を得て行います。3番、委員会終了後の報道機関等への取材対応は委員長に御一任くださるようお願いいたします。よろしくお願ひします。

(1)平成15年度公共事業再評価対象事業に係る意見書取りまとめ

委員長：それでは早速議事に入りたいと思います。前回の7月27日の第4回委員会でお約束をいたしましたような形で、私と事務局の方で相談して資料を作って参りました。それがお手元のテーブルの上に置いてありますところの資料1でございます。知事に対する答申の案をそこに出してございます。1枚目が鏡でございます。それから次のページは評価に関する意見ということで、今日は意見の内容について意見交換をして、ここで決定した上で知事答申という形に持っていきたいと思ひます。それでは4枚目の横の一覧表をお開きください。15年度はここにありますように2ページにわたりまして、合計46地区の公共事業の再評

価をしてくれということで県の方から上がって参りました。これまで4回の審議を経ましてこの一覧表にまとめてありますように、順番で申し上げますと13番、これは南郷村でございますが、これには附帯意見を付けましょうということで本日これから審議いたします。それから20番、同じく附帯意見を付けましょうと。21番、鱒ヶ沢、岩木の中村ダムです。それから22番、弘前の大和沢。なお、この22番につきましては現地調査を実施しております。それから23番、大間の奥戸ダム、これにも附帯意見を付けましょうと。それから御注目いただきたいのは、24番の深浦町が最初は進める方向での案が出されていたんですが、その後詳しく検討したような事情でもって担当課の方からこの事業は中止という県の案が出されまして、私どもが中止という県の対応方針を認めたということで24番が中止ということになっております。続きまして次の2ページ目でございますが、これは25番から46番までずっと並んでおりますが、いろいろ意見交換をいたしました結果、県の対応方針案どおり25番から46番までについてはすべて継続ということでございます。これが一括表でございます。

そこでただ今から、13番、20番、21番、22番、23番の5つの公共事業につきまして、知事に答申を出す附帯意見を御相談申し上げたいと思います。あのときお約束しましたように、審議時間を効率良く使うために事前に事務局の方から各委員のところへ、どういう内容の附帯意見を書いたらよろしいかという問い合わせをさせていただきまして、それを事務局にお寄せいただきました。それを私の方で全部整理して、このような文言にしたらいかがかということで、次のページの委員長原案をここにお示しいたします。これはあくまでも各委員の意見を集約しながら、こういうような表現が平均的なところかなということで書いてございますので、これから御審議いただきたいと思います。

そのページにもう入りますけど、大きく1番と2番に分けてございます。1番は農村整備課担当の方で南郷村のことについて、それから2番の方が県土整備部の方ということでございます。早速中身でございますが、これはきちっと開示されますので、文章を読みたいと思います。13番、南郷村の島守盆地についてですけれども、読んでみます。南郷村においては、施設のイニシャルコスト（建設費用）とランニングコスト（維持管理費用）の負担と将来展望を明確にすること。また、県は南郷村及び運営協議会に対して、整備された施設を地域住民が将来とも適正に管理・運営できるように適切な助言を行うこと。というふうに文章を2つに分けました。お気づきと思いますけど、一番上の2行は主語が南郷村ということになって、南郷村に対する意見というふうにしてあります。南郷村におかれましては、散々ここで議論されたようなことでこういうことに対する負担並びに将来展望を明らかにしてくださいということでございます。それから次の段落の2行は、これは県に対しての本委員会からの附帯意見ということでございます。県におかれては、南郷村さんとその村にある運営協議会さんに対して、整備された施設を地域住民が将来とも適正に運営できるように助言をしてくださいということでございます。ということで13番の田園空間整備事業については、このような附帯意見を付けたらいかがかということでお示ししますので、いかがでしょうか、どうぞ御発言いただきたいと思うんですが、前田委員、どうぞ。

前田委員：文章としてはこのとおりでよろしいんですけども、基本的な問題として非常に気になりますことが1つあるんですけども。と言うのは、国の施策全体のこういう公共事業の問題として、施設を造ってしまえば貰い得だというような意識はないのかなという気がするんですね。そういう意味でこの事業については、造ったからには永続的にずっと続けてほしいというのが国の基本的な姿勢だろうと思うんですね。そのところをきちっと踏まえてほしいということを感じます。その点をもう少し強調したらどうかなという気がするんですけども。それは南郷村に対してもそうですし、県側の指導体制もそういうような

姿勢を貫いてほしいなという気がするんです。これは公共事業のいわゆる予算の分捕りという意味だけじゃなくて、本当にこういうことをするんだという問題意識が全体に欠けてやしないかという危惧があるものですから。

委員長：はい。今初めての御発言じゃなくて、前回もそういうことがかなり各委員から出されましたので、それで私としてはこの文章のところに将来展望を明確にすることということで、今委員がおっしゃっているようなことを踏まえて、南郷村に対してもそういうことをお願いしたいし、それから県当局に対しても将来ともというふうに文言を入れたというのはそういう願いがこもっているんですよ。それをこの文言にしたんですけど、これより更にもっとその思いを強くするような文言があれば、むしろこういう文言に直してくれば良いなということを御提言いただけると、具体的に今作文しなくてはいけないので、どうですかその辺は。

前田委員：文章的にはこれで良いと思うんですけど、ただ県側の姿勢としてきちっと指導体制を確立してほしいなということ。

委員長：それはそうですね。それは皆の願いだと思うんですけどね。

前田委員：ですから、ただ文章で出しているからそれで終わりなんだということじゃなしに、その辺の県側の姿勢をきちっとしてほしいというのが要望なんですけども。

委員長：ありがとうございました。ほかにいかがですか。それじゃ、今前田委員の補足発言もありましたけれども、そういうことも県側におかれては将来展望あるいは将来ともという、ここの意味はそういう各委員の思いが含まれているということを御認識いただくということで、私の方でお示したこの文章を13番については附帯意見とするということによろしくございますか。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：委員長案と言いましょか、附帯意見に関する委員長総括の案を踏まえてみますと、一番最後のところが適切な助言を行うこととなっておりますが、委員長案では県側の支援を明確に位置付けることというふうになっていたと私は記憶しております。それで、私はそうであれば委員長案で結構ですということで私としての意見表明をしておりますので、少し変わっております。そうなればなぜ変わったか、なぜそういうふうに変えたのかという辺りを少し御説明いただければありがたいと思います。

委員長：適切な助言を行うことということで、そういう御理解にならないかなと思ったんですけれどもまずいですかね。

岡田委員：支援と助言では全然違いますよね。

委員長：私は助言という言葉の方が良いかなと思ったんですよ。皆さんの意見を聴きながら取りまとめている。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：支援というのは非常に誤解を招く言葉で、つまり経費的なものも含められた意味として受け止められがちでございますので、やはり今回はこのような助言ということで枠組みがそれを越えないというふうなことがまずは前提としてありますよと。だから、運営については南郷村においてこの後実施を適切に行っていただきたいということが含まれている意味では、支援という言葉は助言と変えた方が適切ではないかというふうに私は思いますけれども。

委員長：はい。正に支援というと、金、物、物理的なものが動くということがどうしても頭に先に入ってきてしまうので、そこまで枠をはめるということよりも適切な助言というような言い方で、モニタリングを怠らないで要所要所で意見を言って、先ほどの前田委員の話しじゃありませんけど県はもう知らないよということではなくて、要所要所でチェック、モニタリングが入っているんだよということが分かれば良いのかなと思ったので、ちょっと支援というのを止めたんですけどね、今日の取りまとめでは、まずいですか。

岡田委員：議論の中身とその経過を聞いていますと、国庫補助でやっておりまして事業主体が県だということになると、それが適切に運用できないということになれば当然責任というのは伴いますから、私は支援の方が妥当であるという理解をしておりましたので、それで委員長案に賛成ですということをお伝えしました。

委員長：いかがでしょうか、ほかの委員。細井委員、どうぞ。

細井委員：助言という言葉は少し弱いかなという感じがしてまして、私ども商工会議所、商工団体でございますが、良く行政のこういう施設を維持管理している立場なんですけども、良く行政の方々が使う言葉としてそこに指導が入ってくるんですね。指導、助言と。指導となれば非常に強い文言になりますし、そういう言葉が使われる例があるんですけども、助言だけではちょっと弱いかなという感じがするんですが。

委員長：そうでございますか。いかがでしょうか、ほかの委員。どうぞ、元村委員。

元村委員：最初に委員長総括というのを7月の末にいただきましたけれども、そこには確かに支援を明確に位置付けることというふうに書いてございます。私はこれに対して前回の委員会でこれはモデル事業であると。しかも全国で50くらいしかない。そうしますと1県1つじゃないかと。そうすると、県としては出来上がったから南郷村に全部後はお願いしますということではまずいんじゃないかということで、私が県側として支援をしてくださいという発言をしたのが委員長総括に書かれていたので、私はこれだけの言葉を良くぞ入れてくださったというふうの評価したわけです。ところが今回それが助言になってまして、これは非常に弱いなという気がします。ただ、支援という言葉が果たして適切かどうかということに関しましては、先ほどの長谷川委員の発言を伺ってなるほどなと思う点がございますので、検討を要するかなという気がします。

それからもう1点、全般のところ将来展望というところを加えたらどうかという意見書を出したのも私です。そのときに実は最初に将来計画という言葉を書いたんです。ところが計画になるとちょっとこれは具体的過ぎるので展望ということにしたので、これでそこは直ってるんですが、こうやって出来上がったものを見ますとどこに対して明確にするかと。主語が南郷村というふうに補われたのは大変良いことだと思います。私もお話を聞いてなるほどと納得いたしました。しかし、どこに対して明確にするかというのが書かれていないと。これはこの委員会に対してなのか、あるいは県に対してなのか、ただ明確にしたのかしないのかも村が主体的にやっておしまいということになってしまうのかなという心配があります。どこに対して明確にするかという一言を入れた方が良いのかなと。まだ私自身考えがまとまっていないのでちょっと申し上げにくいのですが、あるいは県の担当部局に対してでもよろしいと思いますし、この委員会に対してでもよろしいかと思うんですがいかがでしょうか。

委員長：はい。どこに明確にするか、これは皆にですよ。はい、どうぞ北村委員。

北村委員：ただ今の前段の文章の件ですが、もしここに将来展望を明確にし、実効ある運営を行うことという言葉は補うことはどうでしょうかと思いました。そうすると全体に対して、村民に対しても県民に対してもというようなことにはなりませんか。

委員長：実効あるというのは、実際の効き目ということですね。

北村委員：そうです。効果を上げてほしいということが願ってございますので。

委員長：どうですか、ほかの委員。はい、どうぞ。

前田委員：いろいろ言われてみると確かに問題がある表現だろうと思うんですね。それで県側に話しても、裏に隠れた状況で公になっていないんですね。ですから、むしろ情報公開するという方が非常にはっきりして良いんじゃないかと思うんですね。県がいわゆる社会に一般的にこういうようなことをやりますよという決意を表明するようなね。

委員長：後ろの方の助言というのはちょっと弱いというのはあるんだけど、前の方の将来展

望を明確にするというのは、誰にというのは広く県民にというのは当然のことだと思ってたものですから。しかし、それを文章にすると情報を開示しろということですよ。私は明確にしろということはそういうことだというふうに思って、ここはもう別に特定の人とかじゃなくて情報を開示するという意味で広く県民にということだと思っていただけ。

前田委員：ただ委員長はそういうお考えでしょうけど、取り方によっては例えば県の指導部の方にそういう話をすればそれで済むのかなというふうにも受け取れるだろうと思うんですね。その辺も先ほど北村委員の方からもお話しがあったんだろうと思うんで、そのこのところをきちっと明確にしておいた方が良くように思いますけど。

委員長：じゃあ、具体的に文言の提案が北村委員からありましたけど、明確にし、実効ある運営を図ることというふうにしますか、ここ。どうでしょうか。

前田委員：情報公開をするということになれば、まずそれである程度公約をしたことになるだろうと思うんで、そういう表現の方がどうかという気がするんですけどね。

委員長：そうですか。そうすると、どうしましょう。やっぱり私、自分の作った文章にこだわるんだけど。明確にすることというのはイコールこれ情報を開示しろということで、公にしろということとこれを意味するというふうになると思うんです。それはお前だけがそう思っているんだろうと言われると、はあとなっちゃうけど。どうぞ御発言ください、具体的な文言で。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：私もはこの事業に対して心配していることについて書いているわけなんですけども、要は南郷村を中心にしてその施設を利用いただくわけですね。そのときにやはり適正な利用をしていただきたいんだということが、もっとも素朴な意見としてあるわけですから、そういう意味では今のお話では単に負担がどうだとか負担の将来展望がどうだとかいうことだけで何か解決するという誤解を生まないためには、今のような実効ある運営という言葉が入ることは、南郷村に対して言いたいことを言うという意味で適切でないかというふうに思います。その意味では、北村委員の御提案のとおり文案にすることも、やはり南郷村の皆さんや多くの方が理解いただける文になるというふうに私は思いますけど。

委員長：はい。それでは言いますけど、将来展望を明確にし、実効ある運営をすることというふうに修正して、最初の段落は南郷村に向かっての私たちからの意見ということにしたいと思います。それから問題は下ですね、県におかれては適切な支援か指導か、とにかく助言はちょっと弱すぎるのではないかという御指摘です。先ほどの岡田委員に対する私の返事は、支援と言うと人、物、金をつぎ込めということの規定するような感じになるんで、あえて助言にしましたと言いましたけど、いや、助言はちょっと弱すぎるんじゃないかと。むしろ適切な指導、助言というように指導という文言を入れたらどうだと。岡田委員どうですか。

岡田委員：私はやはり支援にこだわりたいと思っています。それは、上段もそうなんですけど、地方自治体というか市町村がお金の面でも運営の面でもここで考えている、あるいはできればそうしてほしいという理想像に近づけるというのはやはり限界があるんですよ。今のこの予算の枠組みだとか、具体的に人が出て行ってしまった場合、そうするとやはり県はむしろそういう自治体あるいは地域の実情をも踏まえて、例えば過疎対策だとか山振法だとかいろんな地域立法がありますが、そういう中では県はそういうところに責任を持ってきちっと計画を組むということになっているわけです。それはすなわち人の面でもお金の面でもきちっと計画を作りつつ、一緒になって地域振興ということに当たりますということですから、やはり大事なものは責任を持ってもらうということなんです。町村にいくらそんなことを言って、やりなさい、やりなさい、指導はこういうふうにしましたよといっても、枠組みとして市町村だけではできないことがたくさんあるということを私は含意しております。

委員長：なるほど。いかがでしょうか。そうすると岡田委員の趣旨を文言の中に訂正してい

くということになると、適切な支援を行うことということで良いですよ、いろんなことを消してしまっただけ。助言を支援という言葉に変えてやった方がいろんな意味から良いと。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：いろんな意味で総合的に理解を示してそういうふうな町や村の活動を県も一緒に考えていくというふうな姿勢は私も分かるんですけども、ただ、支援を行うことという言葉は県は当然南郷村にお金を出すんだらう、南郷村は当然お金を要求できるんだらう、要求して構いませんよというふうなこの委員会のまとめとして誤解を受けると私自身は思うんですけども、やはり様々な意味ではこれからの時代に即した方法としては南郷村は南郷村自身の、あるいは運営協議会の皆さんについても努力を求めていかなければいけないというふうに思うわけなんですけども、その意味で支援を行うことが経済的な支援も含めているんだというふうにこの委員会が附帯意見として発言するということは、私は控えた方が良いのではないかとこのように思うんですけど。

委員長：ほかの委員の方々はいかがですか。阿波田委員いかがですか。

阿波田委員：本来ですと公共事業というのがあれば、計画段階、それから実施段階、それからやった成果に対するいろんなチェックがあるわけですから、実効のある遂行をしたかどうかというのは別のチェックがどこかでかかるはずなんです。そういうのがきちっとしていないから、ここで附帯条件みたいなことをいろいろ付けなきゃいけないけど、本来は公共事業の流れ全体でそういう要所要所でいろんなチェックがされるべきことだと思うんですね。だから、計画の段階でそういういろんな継続すべきかどうかとやっているときに、ある意味では普通であればいろんな附帯条件を付けるような形になっていると思うんですね。そういうのはやはり全体のシステムがそういう方向へ直っていかない限り、しょうがないから場当たりの何かやっていくしかないんだらうと思うんですね。だからそういうときに、あくまでも我々の議論というのは恐らく計画の段階で将来展望とか責任の所在とかそういうのが明確になっていない不安が今あると。それを承認しなければいけない。だけどそういうところを本当にちゃんとやってくれるのかどうかというのが非常に心配なわけですよ。だから本来はそういうものをやはり将来展望なり何なりを明確にしるとか、実効ある運営を行うことというのはどうかなという、こういうところで言うには少し行き過ぎとか余計なおせっかいとか、本来どこか違うところでそういうことはチェックすべきなんだらうけども、そういう機能が全くないというのであれば入れても構わないと思います。

委員長：じゃあ、上の段落は良いですね。では、この下の方の県におかれてはということはどうですか。

阿波田委員：下の方は要は県の責任というか、造ったままで良いのかということが問われているわけですから、そこに明確な事業としてのモニタリングなり何なり責任を問うような言い方が入っていればいいんですけど。支援対策を明確にすることとか、そういうのを入れても良いんじゃないかと思えます。

委員長：では、阿波田委員としては支援という言葉は入った方が良い、助言よりも支援という言葉の方が良いということですか。

阿波田委員：そうですね。やっぱり何らかの責任があるんじゃないかということ。助言だと余りにも無責任過ぎるという気がするんですね。

委員長：はい。一條委員いかがですか。

一條委員：私も阿波田委員のおっしゃることにすごく賛成なんですけど、やっぱり事前評価というものが私たちにはちゃんと示されていないときに、本当にこの事業はどうしてやっちゃったんだらうと。そして途中まで来てどうして私たちがそれを評価をしてかなり難しいなと思うことを話しているんだらうということがずっと疑問だったんですね。ですから、私も前

段の方はこれで結構ですが、県においてはというところで、やっぱり県もこれを引き受けてしまった以上は責任なり後からちゃんと面倒を見ていく必要があるということを、今この中間評価でしか私たちが見れないのであれば、私には事前評価はどういうふうになっているのかちゃんと分かっていないんですが、そこへの対応というか県の責任を問う意味においても支援という言葉で書いていただきたいなと思いました。

委員長：はい。奥村委員どうですか。

奥村委員：最初にこれを読ませていただいたときに、じゃあ南郷村の方々はやっと困ったことが起きたとき、迷ったときに県庁のどの窓口にいらっしゃるのかしらと思ったんですね。それがとても曖昧なように感じまして、また、いろんな分野でお忙しい県庁の方も誰がこの出来上がってしまったもののアフターに対して目を利かせていくのかというところが曖昧で、これは多分ここで終わりだろうなというようなことを思ったときに皆様からそういうお話が出ましたので、やはり責任ということ、それから窓口ということをもう少し明確にするために指導とか支援とかそういう言葉を入れていった方が安心するし、まだまだこれから問題は山積みなんだぞという思いを残すのではないかしらと思います。

委員長：はい、分かりました。それでは、渋谷委員どうぞ。

渋谷委員：こういう農業関連の事業に基づいて出来た施設の管理運営につきましては、造られてから何年間かの間はきちんと管理・運営上の問題について、いろいろな項目にわたって報告書を作って毎年県の方で確認することになっていまして、それで大体の経営実態とか運営上の問題ということは把握されていると思うんですね。実際に把握されている状況になっていると思います。問題は当初の計画というものの甘さとか、あるいは予測の甘さとかということがあって計画どおりに進まない。それで、結果として赤字になって大変な状態になっていると。実際にそういう状態になったときに、私が知っている範囲で申し上げますと、県なりあるいは農協なりあるいは地元の自治体なりが、かなりてこ入れをして赤字解消のために色々やります。しかしなかなか難しいというところも実態ですが、今日の委員会の議論の中で言えばそういういろいろな指導・助言について全然やっていないわけではなくて、言わばアフターケア的な感じで対応はしていると思うんですね。ですから、そういう点で言えばこの事業について県に対して言うことというのはなかなか難しいなと。というのでちょっと私発言を留保していたんですね。

南郷村についてはきちんとやってくれと。とにかく造ったんだからやってもらわないと困ると。しかし、県の方で例えば指導・助言でもあるいは支援でも結構なんですけれども、じゃあ具体的に今やっていることから更に一步出て何がやれるのかなとすることをずっと考えていまして、赤字になればどうしようもなくなりますから、やっぱり地元の方々なりあるいは行政の方々がかなり一生懸命やるわけですが、それでもなかなか難しいというのが今の事業の結果として出ている問題だと思うんですね。それに対して県が更に強力で指導するというようなことがあってもなかなか難しいというのが実態なので、どういう表現にしたら良いかなというようにちょっと考えていました。

ただ、私なりに県に対してこういう施設の問題については、先ほどそれなりにやっていると言いましたけども、本当のところというとおかしいですが、経営実態とか様々な事業についてかなり丁寧にフォローしているわけではなくて、言わば計画に沿って出てきた結果を見てちょっと現地に行って指導するというようなレベルでの対応であることも間違いのないという点では、支援するというよりはもっと強力で、やっぱり指導・助言というような形でとにかくきちんとやってくれという辺りの表現の方が実際には現実的かなという感じがいたします。いろんなことを申し上げましたけどもそんなところです。

委員長：はい。岡田委員ここはやっぱり適切な支援を行うこととなると具体的に人も金も動

かすという場面も想定しているということですよ、先ほどの御発言の趣旨は。でも今の渋谷委員の見方では、それはいろんなケースがあるから指導・助言ということの方が良いのではないかということなんだけれども。さて、どうしましょう。確かに皆さんの発言では助言という2文字ではちょっと軽いかないという事は理解しましたので、今訂正しますけどどういふふうに訂正しましょう。どうぞ。

北村委員：渋谷先生がおっしゃったように、箱ものと言うと大変失礼ですけどこういう箱ものについては赤字を垂れ流しているというような現状がたくさん見受けられる中で、いずれ公共事業の方も事後評価というようなことも行われるときが来ると思うんですね。そのときに終わってしまって赤字垂れ流しで瀕死の状態の事業を再評価するというのは本当につらいものがあるって、こうなる前に何とか手立てはなかったものかということが必ず論じられるわけで、そんな中でこれまではちゃんとした形はなかったけれども、阿波田先生が場当たり的とおっしゃってましたけども、必ずしもそうでなくてもやはりその都度その都度適切な助言をしたり指導をしてきたことはいろいろな事業であったと思いますけれども、適切な助言を行って、さらに支援のあり方と言うんでしょうか、支援システムを検討してみたらどうだろうかということ投げかけるのは難しいのでしょうか。

お金はかからないと思うんですね。こういう事業が円滑に運営されていくための県の指導のあり方、支援のあり方というのはこの時代だからいろんなあり方があるって然るべきで、金だけじゃなくていろんな人の英知を活用するとか、県の職員だけでなく民間の英知を活用するというようなシステムもあって良いと思うんです。それは必ずしもお金のかかることではなくて、我々だって日常の中でいろんなことをボランティアでやっている時代でございますので、阿波田先生は支援対策とおっしゃいましたけれども、支援対策のあり方でも支援システムの構築でも良いんですけど、そういうものを検討していただくということ投げかけるというのは大変難しいことなんでしょうか。

委員長：今お話を聞きながらちょっと考えていたんですけども、やっぱり適切な指導というのはちょっとまずいと思うんですね。と言うのは、南郷村及び運営協議会に対して失礼かなと。一生懸命現場の人たちがやっているわけだから、やっている人たちに適切な指導となると、常にそちらより県の方が優位なのか、長けているのかというふうに日本語は取られるところがあるので、やっぱり指導というのは指導、注意とかという指導なので、どうしても上下関係のように日本語ってなるじゃないですか。だからもしこれ直すのであれば、私は皆さんの思いいろいろありますけれども、岡田委員が言っているように余り人、物、金を保証するんだみたいな形にとらないで適切な支援をすると。とにかく物心両面においてその支援をするというふうな気持ちで県はいてくださいよという意味が一番素直なんじゃないのかな。だけど支援は人、物、金の手当てを保証するものだというふうに言われちゃうと非常に重いんですけどね。日本語としてはどうですかね、適切な支援というのは。どうぞ、元村委員。

元村委員：非常に姑息な文章なんですけども、ここはこのまま助言にしておいて、そして適切な助言を行い、必要に応じて支援を検討すること。そうすれば2段階になって、まず助言をしてくださいと。それで上手くいかないときは人、物、金の支援をしてくださいという2段階になるんじゃないかなと思うんですが。

長谷川委員：恐縮ですけど私は支援という言葉は新聞などで見ると、どうしてもやはり費用、人、物、金が強く印象付けられますので、例えば適切な協力を行うとかという表現を変えられたらどうですか。今ここでは、村や町のいろいろな運営に対してその支援のあり方を云々する場でもないわけですね。その意味では支援、助言、あるいは指導という言葉が適切でないのであれば、違う言葉を選ぶというのも方法かと思って提案させていただきました。

委員長：はい。新しい言葉が出てきました。

前田委員：文章を最終的にまとめる前に、ちょっと私常々疑問に思ってるんで、今憶測でものを皆さんこう言っているわけですけども、県の方では箱物も含めたこういう公共事業というのは一杯やってこられたんだと思うんですけどね、そういう対応を今までどういうふうなやり方で事後チェックをされているのか、その辺をちょっと教えていただければと思うんですけどね。

委員長：どうぞ農村整備課長、事例だそうです。

農村整備課：はい、お答えいたします。事業完了いたしましてから、どういった年度計画なのかを提出してもらいます。それで、その年度計画に基づきまして実績がどうあるのかということ、年度末にその実績表を貰うというふうなことが先ず手続きとしてあります。それからもう1つは、所管する出先が現場なりあるいはその施設に赴いて行きまして、計画どおり稼働しているかどうかそのチェックをしております。国に対して補助を貰っているものですから、その実績なり計画の報告書を提出しております。国の方からも、不定期なんですけれどもその取組状況なり、あるいは稼働状況なり施設の利用状況なり、そういった調査が時折参っているというのが実情であります。

前田委員：良く分かりました。そして、いろいろな問題がある場合には指導的なものはやっぱりやってるんですか。

農村整備課：はい。計画を下回っている場合などは、所管する事務所の担当が出向きましてどこに問題があるのか、それを解決するためにはどうすれば良いのか、そういったことで地元の方と議論をしてその対策を練っているということでございます。

前田委員：もし、今言われたようなことが現実に実行されているのであれば、余りここで盛っても意味がないのかなという気がするんですけども。問題はその機能がきちっと果たされているのかどうかということ、皆さん危惧されているわけですよね。

委員長：ですから、当然私としては専門家ですから今課長さんが御説明された実態を承知した上で、かつ各委員が心配されているようなことがままあるので、そういうことのないように更に重ねるような感じになっちゃうかもしれないけど、多分言われている方は当たり前じゃないかと思っているかも知れないんですけども、ここでやっぱりこの2行を適切な助言を行うことぐらいにしておいた方が良くないかと思って助言というふうにしたんだけど、それが余りにも軽いと言われればなるほどと思ったので、改めて今提案しますけど元村委員が言ったように助言を行い必要に応じて支援を検討するというようにしておきますか。実は実態としてやってるんですよ。だけどやってもしばしば世間様からいろいろ御批判されることもままあるので、本委員会としては心配だと言うことなので、助言を行い必要に応じて支援を検討するというぐらいの文言は書いておきたいということにしますか。どうぞ、阿波田委員。

阿波田委員：多分そこで一番重要なことは、やった事業について責任を持ってモニタリングすること、チェックすることなんですね。だからそういうのを明確に入れたらどうなのかと。

委員長：いや、モニタリングはするんです。制度上モニタリングのない事業実施というのはないんですから。

阿波田委員：だからあえて駄目を押し、将来とも適正に管理・運営についてモニタリングを行い、必要があれば助言・支援を行うこととやっておけば良いんじゃないですか。多分支援の中にはお金のかかることも問題があればやられるんだとろうと。

委員長：はい、阿波田委員の御提案は、地域住民が将来の適正な管理・運営についてモニタリングを行い、必要があれば適切な助言・支援を検討するということですか。じゃあ事務局よろしいですか、各委員がどういうところを気にされているかということは御理解いただいたと思うんで、今の阿波田委員のお話でモニタリングという言葉が入ってきましたけれども、

当然事業にはモニタリングはあるんですけど一応不安なんでしょう。先に進みたいと思うので、最後に阿波田委員がお話ししてくれたようなことで表現をちょっとまとめてみてください。それで後でメモがほしいんですけど。もう1回読み上げますから。言わんとしていることは皆さん一緒だと思うので。

じゃあ、県土整備部の方の2番、こっちの方が実は時間をたくさん取るんじゃないかと私思っていたんですけど。河川総合開発事業（駒込ダム／青森市）云々とありますが、要するにこのタイトルは最初は番号で言うと20番のことです。その次が21番、それから22番、そして23番で合計4つのことなんですけど、読み上げます。近年の財政環境の厳しさによる公共事業の抑制、さらに本県で平成13年12月に制定された「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」の趣旨を踏まえ、森と川と海の生態系の維持、保全等を総合的に勘案し、あらゆる比較案の検討を行った上でダム建設に取り組むとする、「青森県ダム建設の見直し基本方針」の趣旨を了承したと。前回の第4回審議会の冒頭に担当の方から御説明いただいて皆さんお持ちだと思うんですが、新知事と県土整備部とが打合せをして青森県のこれからのダム建設について見直しをする基本方針というものを提示されました。それで、この趣旨は了承したということが最初のこの4行第1段落です。

第2段落入ります。今後、河川整備計画に基づくダム建設事業を進めるに当たっては、ただ今のこのペーパーですが、「青森県ダム建設の見直し基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、次の事項に留意する必要があるということで、次の事項というのは全般的な事項と個別事項に分けてございます。(1)全般的な事項、ア、治水等に関する情報及び自然環境・生活環境への影響に関する情報等について、流域住民のみならず県民全体に対する積極的な公開に努めること。イ、流域の社会情勢の変化等を的確に把握した上で適切な対応に努めること。これはダム事業全般についてこういうふうな意見を申し上げたいということでございます。それから(2)が個別の問題です。アは駒込ダムですから20番です。駒込ダムについては、今後より一層の情報公開が必要である。イ、これは21番です。中村ダムについては、現在実施中の地すべり調査及び自然環境調査の結果が明らかになり次第再評価審議委員会に諮ること。それからウ、22番大和沢ダムになりますが、これはちょっと上の文章と違うんですけど、ダム建設の可否を判断するといふかなり踏み込んだ発言です。大和沢ダムについては、ダム建設の可否を判断できるように、環境用水の補給と利用のための調査・検討、自然環境調査を継続し、それらの結果が明らかになり次第再評価審議委員会に諮ることということで、個別的事項としては駒込ダムと中村ダムと大和沢ダムについて述べてみました。これが原案の提示でございます。

御発言いただきたいと思いますが、前回発表していただきました7月27日付けの県のダム建設の見直し基本方針というのは、あのとき私が発言しましたようにかなり重いですよ。相当重いことを言っているんですね。平たく言うと、人々が少し不便であってもとにかく自然生態系の維持保全をちゃんと天秤にかけて、ほかの自然生態系の保全にダム建設によって利便性を受ける人間に対してと同じぐらいの重い意味を与えるということですから、これはかなり担当部局は今後大変だと思うんですけど、そういうことを踏まえて第1段落の4行はこの基本方針の趣旨を了承したという文章にしておきましたけど、ここのところは了承したということによろしいですね。それで今後この趣旨を踏まえるとともに、次の事項に留意する必要があるということで、全般的な事項、個別的事項ということでございますので、どうぞ御意見いただきたいと思うんですけど。長谷川委員どうぞ。

長谷川委員：前回欠席して大変申し訳ないんですが、議事録を読ませていただいているんですが、ウの大和沢ダムについてダムの建設の可否を判断できるようにという字句が入っている背景をちょっと教えていただきたいと思いますが。

委員長：はい、これは先ほどの建設の見直し基本方針のところでは私が申し上げましたように、生態系の維持保全ということを中心に踏み込んで今後十分に総合的に勘案するということになっているわけですね。それで、建設の可否というところの後に、弘前市民の環境を浄化すると言うんですか、環境用水の補給のために弘前住民は必要だということについて、各委員の現地視察それから現地でのヒアリングの結果、弘前市の中であれよりもっともっときれいにするというのはどういうことなんだろうと。本当にダムを造って必要な水を流すことによって、そういうことが地元の方々が要望しているような、環境改善、水質改善に近づいていくのだろうかということの調査について、もう少しやはりきちっとした細かい精査が必要なのではないかということがその前の方の環境用水の補給と利用のための調査・検討を必要とするという点ですね。

それから2つ目の自然環境調査というのは現地で絶滅危急種が発見されました。それがどうもダムサイト若しくはダム用道路に引っかかってくるということが判明してきたので、現在調査中なのでもうちょっとここもきちっとした専門家による調査とそれから専門家によるその後の判断も踏まえてそれらの結果が明らかになれば、あそこにダムを造ることが不適切であると、いわゆる中止ということも踏み込んで判断をしなくちゃならないということなので、もう1回きちっとそれらのデータが揃ったところで再評価審議会で審議すべきであるという意味なので、ダム建設の可否を判断できるようにという文言が入ったわけです。

長谷川委員：今お話の環境用水の補給と言いますか、要するに水質と水量という2つの問題があったんですね。それから自然環境の調査というのを引き続き行ってなければいけないということなんですが、そのダム建設の可否というふうなイエスかノーかの二者選択的なこういう文言が使われるということと、もう1つは例えば自然環境調査の結果によってはダム位置の変更とかということも検討の対象になっているかと私には思うわけです。ですから、その意味で現在のダム建設計画の妥当性を判断できるというような表現の方が適切ではないかなというふうに思うところがございますけれども。

委員長：なるほど。どうでしょうか、この辺大事なところですけど各委員御発言をお願いします。このイというのは中村ダムなんですけど、イとウというのはそこで差を付けたつもりなんですよ。それで、今長谷川委員がおっしゃった趣旨はイについても言えることなんです。ウについては私としては各委員からの事前のヒアリングのレポートが届いているんですけど、これをずーっと眺めたときにもっとウの方は踏み込んだ、本当にあそこにあのダムが必要なかどうかということをも踏まえて、要するにイエス、ノーの判断をするような厳しい条件が出て来るのではないということなので、21番と22番についてはあえてわざわざ差を付けたようなそういう文言に一応してみたんですけどね。ですから、これはどうぞ各委員がそれぞれレポート出されているので、お互いに御自分の意見を御披露されたら良いと思うんですけど。はい、どうぞ前田委員。

前田委員：ちょっと面倒な問題なんですけども、今長谷川委員のおっしゃった妥当性ということになると、事業を推進するためのというのは前の方を容認するような形の印象を受けますからね、そういう意味からすれば可否と言う方が非常に厳しい判断材料としてということですから、私はこの方が良いだろうと思うんですけどね。例えば水質の問題にしてもクマタカの問題にしても非常に重要な問題が含まれていて、そういうところの表現がちょっとぼかされているような言葉の内容になっていますから、もう少し具体的に分かりやすいような文言にしたらどうなのかなという気がするんですけどもね。水質の方は良いんですけども、自然環境調査という言葉が一番いろんな問題をこれは包括されているんだと思うんですけども、もう少し絶滅危惧種とかそういう適当な言葉があれば入れたらどうかなという気がするんですけども。

水質の問題でも果たしてあれだけの水量で適切な市民が望んでいるような非常にきれいな水質の河川に変えられるのかという疑問も私は正直なところ持っていますし、そこら辺もこの前質問しましたけれども、例えばD Oの調査の資料がどうなのかといったら年3回でそれを平均した数値だという話もございましたし、一番問題なのは例えば水質の問題とすれば夏場の一番厳しい条件が一度そういうことがあると決定的なダメージを受けるわけですね生物にとっては。ですから、その辺をきちっと調査されて明確にした上でどうなのかという判断をできるような資料を提供してほしいというような意味からすれば、自然環境の問題としてももう少し具体性を帯びた表現にしたらどうかなという気がするんですけど。

委員長：はい、ありがとうございます。元村委員どうぞ。

元村委員：ただ今の前田委員の一番最後のところの御発言に関しましては、私が総括というのをいただいたときの意見書の中に、自然環境調査及び地域住民の生産環境・生活環境の調査という言葉を入れたらどうかという提案をいたしました。委員長原案ではそれが削られています。私はこれが入ると今の前田委員の御意見が反映されるのではないかと、まず1つですね。

それからもう1つその自然環境調査という言葉に更に絶滅危惧種というようなことを入れた方が良いのではないかと御発言に関しましては、総括のところにはクマタカの調査ということだけが書かれていたんですね。私はこれはクマタカの問題じゃないんだと、自然環境の問題なんだということでクマタカを生かしてクマタカを含む自然環境というふうに提案をしたわけです。そこでそのクマタカが削られてしまったんですけども、この文章ですと自然環境調査だけになりますとね、インパクトが弱くなっちゃったなという気がするんですよ。クマタカが入るとちょっと具体的過ぎて焦点がそこだけに行ってしまうと。むしろ今前田委員がおっしゃった言葉をそのまま取り入れて、絶滅危惧種を含む自然環境調査というふうにしてはいかがかなと思います。それから流域住民の生産環境と生活環境という言葉を入れていただければよろしいかなというふうに思います。

それから、委員長が整理されて全般的事項と個別的事項に整理されたのは私は大変良い整理の仕方だと考えております。全般的事項のAの方の一番最後のところが公開に努めることというふうになってるんですね。原案では公開を積極的に行うことという言葉だったわけです。私は良くここまではっきり書いたなと思ってこれも感心していたわけですが、今回はこれ努力目標になっちゃったんですね。弱くなっちゃったなと。それからイの方は、これは中身の性格からいって対応に努めることでよろしいかなと思います。Aの方は、やっぱり努めるんじゃないかと積極的にやることに戻した方が良いんじゃないかなという点が1点。

それからもう1点ございます。2の一番最初の附帯意見の前のところに、駒込ダムから始まって奥戸ダムまでに係わる委員会附帯意見と書いてございます。それに対して個別的事項のところではこの3つのダムについてのみ個別的事項が書かれておりまして、4番目の奥戸ダムについては何も書かれておりません。そういう見方をしますと、恐らく全般的事項の中に含まれているのだから書かなくて良いだろうという御判断だと思います。しかし、私はじゃあAの駒込ダムはどうなんだと。これについては一層の情報公開が必要であるというのは、全般的事項のAと同じですよ。一層が入ってるだけで同じことです。そうなりますとこのAも要らないということになるんですが、私は逆の意見です。むしろAはこのまま生かしておいて、そしてA、イ、ウの次にエの奥戸ダムの方が結局このイの社会情勢の変化ですね、これが入ってくると思うんですよ。ですから、社会情勢の変化が明らかになり次第審議委員会に諮ることというふうなことを入れてはいかがかなと思います。荒削りな意見ですけども、一応そこだけが抜けているというのが、私がこれを発言したときには特に奥戸ダムに関しては大間原発という具体的な話が出てきていますので、社会的な情勢の変化ということを

やはり一言入れてほしいなという気持ちであります。以上です。

委員長：はい。幾つかの提案がありましたけども、文言の話はまたいろいろ字句の話で出てくると思うんで、肝心なことはまさしく御指摘のようにこの奥戸ダムについては、前回の意見交換の中で大間の原発の問題が出ておりましたので、その原発ということの個別の話を記録に載せることよりも、全般的事項のイの中で流域の社会情勢の変化等を的確に把握した上で適切な対応に努めなさいということで良いかなと思ったんですが、ならば駒込ダムだって同じだという御指摘ももっともなので、いかがでしょうか、個別のところにア、イ、ウというふうに20番、21番、22番しか書いていないけど23番の奥戸ダムについてはということ起こしますか。その方が良いですか。じゃあア、イ、ウ、エ、丁度番号順で20番、21番、22番、23番でエが良いと思うんですけど、奥戸ダムについてはどうしますか文章は。全般的事項のイをそのまま写しますか。

元村委員：よろしいですか。奥戸ダムについては、社会情勢の変化が明らかになり次第本委員会に諮ることと。それですとイとウと同じ形になります。

委員長：奥戸ダムについては社会情勢の変化が明らかになり次第再評価審議委員会に図ることという提案でございますけど、よろしいですか。

さて、それでは全般的事項のアのところ、県民全体に対する積極的な公開に努めることでは駄目なので、県民全体に対して、何とおっしゃいました。積極的に公開するではまずいのですか。

元村委員：公開を行うこと。

委員長：努めるんじゃないくて、県民全体に対する積極的な公開を行うことですか。

元村委員：はい。

委員長：という御提案ですけど、よろしいですか皆さん。それからもう1つ、ウのところですけど。

元村委員：生産環境と生活環境というふうに私は提案をしました。それから、その前のところにクマタカがなくなっちゃったので、絶滅危惧種を含む自然環境調査と。その自然環境調査の後に流域住民の生産環境と生活環境と。生産環境というのは下流の田んぼとかを含めております。

委員長：そのような提案なんですけど、いかがでしょうか。どうぞ。

長谷川委員：今個別的事項のエの奥戸ダムの話で、社会情勢の変化が明らかになったとき云々というお話がございましたけれども、ではそれは一体どういうときのことを意味するのかということが不明瞭な感じが私にはするんですけど。例えば原発は今もう配備作業に入っているわけで、そういうことを意味するのか動き出したことを意味するのか。

委員長：元村委員いかがですか、そういう御指摘なんですけど。

元村委員：明瞭に書いていただければその方がよろしいと思います。私はかなり遠慮して申し上げたつもりです。

委員長：ここは、事務局これ資料5の前の7月27日の議事録の何ページでしたか。長谷川委員御欠席だったんですけど、そのときに奥戸のことについてかなりやり取りあったんですよ。それに対して担当の次長さんがそれ当たり前だと。当たり前だというのはもし原発が稼働して町が発展して人口が増えるようなことがあればいろんなことが見直されるしとか、そういう発言があったの何ページですか。それを踏まえてるんですよ。47ページ。47ページの一番下から3行目のところに、奥戸についてですということですから48ページの頭辺りからそろそろダムと原発の話が出てきて、ずーっとやり取りがありまして河川砂防課がこういう答えをしてるんですよ。町当局が水道水源の手当てということで、議会を通して建設してほしいというふうに持って来ているんですよ。それから49ページの一番

頭です。最初に役場から陳情に来たときも、当然大間原発が頭にあって水道用水が足りないということがあるわけですから、もしやらないということになれば水道の方で何らかの動きがあるだろうし、我々はというのは県ですよ、県の河川砂防課が今の段階では大間原発はやるという前提で動いていますので云々というこの辺のやり取りを踏まえて、社会情勢の変化というふうな言葉にしているんですよ。あんまり原発、原発というのはこの再評価審議委員会の附帯意見の中であえてそういう固有名詞使って出すというのはちょっと筋違いかなと思ったんで、私としてはこういう表現が良いかなと。先ほどの元村委員の提案のように、せめて社会情勢の変化が明らかになり次第という言い方くらいで良いのかなと思うんですけどね。

さて、そういうふうな修正意見も出てますけども、ウの弘前の大和沢の話ですけど、長谷川委員御提案のダム建設の可否を判断できるようになんていうこういうふうなイエス、ノー二者択一みたいな表現はいかなものかということ言われてるんですけど、どうでしょうか各委員。それから、駒込ダムについては、これは奥村委員が熱っぽくいろいろ語ってただけど、要するに一言で言えばやる、やると言ったって、駒込ダムそのものの意味ということが、アンケートをやったとかいろいろおっしゃっているけど、まだまだ情報不足なんじゃないかということと今日もう一回情報公開をさせろということ強く言っていたんで、それは皆さんそうだそうだという雰囲気だったので、駒込ダムについては今後より一層の情報公開が必要であるという附帯意見を書いてみたんですね。どうぞ。

奥村委員：はい、ありがとうございました。活字になってしまうとこうなるんだなと改めてもうがっかりしております。今までも情報公開はやっておいでになったと思うんですが、いわゆる県の広報だとかインターネットとかテレビ、新聞、今日は報道関係者が珍しく大勢お出でになっていらっしゃるんですけど、新聞とかテレビのニュースなどに頼るしかないわけです。何が一般市民に浸透していないかと言うと、駒込ダムが八甲田のど真ん中に出来るんだというのを、皆理解していない。ですから私はこの間お出しした意見には駒込ダム、サブネームとして八甲田ダムと書いたらどうかと申し上げたんです。もちろんそれはそんなに簡単にできることではないかと思えますけれども、本当に今後より一層の情報公開というのを報道関係者にもよろしくお願いしたいと思えます。

ちょっと横道にそれるかも知れませんが、この間市の会議で横内遊水池の御説明をちょっと伺いましたら、やはり駒込ダムのときと同じように100年に1度の大水が出たときのための遊水池とおっしゃっていました。そして県の場合は駒込ダム。この100年に1度の大水というのは伝家の宝刀みたいに使われているんだなと改めて思いました。この駒込ダムが八甲田の山中に出来るのだということを、どういうふうに情報公開していったら良いのかと今考えているところでございます。

委員長：はい。ついでに奥村委員、ウの先ほど長谷川委員の御提言というかエクスキューズのダム建設の可否を判断できるようにという言い方をしなくても良いんじゃないですかという辺りに対してはどういうコメントですか。22番のウの話ですけど。

奥村委員：私ははっきり申し上げた方が良いと思えます、これぐらい。もっと強くても良いかなと思っております。

委員長：そうですか。はい、細井委員どうぞ。

細井委員：また、前の駒込ダムに戻るんですけども、奥村委員が感謝しておりましたけれども、この今後より一層の情報公開という私ども審議に加わった委員は理解できますけれども、一般の方々がこれで良いのかなと。と申しますのは、全般的な事項の中では確か自然環境とか生活環境という字句がございますので、全体を見比べれば掌握できるだろうと思うんですけども、この情報公開というのは前に議論になったとおり確か動植物に関する環境影響調査とか植生だろうと思うんですけども、もう少しはっきり明記しなくて良いものか

どうかですね。

委員長：例えばどういうことですか。

細井委員：良いと思うにはですね、中村ダムと大和沢ダムについては、自然環境調査継続云々とかそういうはっきりした文言が出ておるんですね。ですから、情報公開というのは動植物に関して環境影響調査等については情報公開するべきであるというようにはっきり謳わなくて良いものかどうか、ただ情報公開だけで満足でしょうか。

委員長：いや、それだけじゃないんですよ。先ほど奥村委員が言ったように、駒込ダムが八甲田の山に造られるんだよということそのものが、議員という名前の付いている人さえ知らないということを言っているんであって、あそこに自然の生態系がかくかくしかじかだとかとかそういうこと以前に、駒込川のあの場所にダムができるんだよということを知らないということがあって、それは河川の方にしてみれば冗談じゃないですよ、これだけ一生懸命やっているのに知らない方がふざけているんだという感じだけど、奥村委員はそんなこと言たって知らないものは知らないんだから、あの山の中にあれだけのダムを造るということを本当にきちっと皆に開示して、そして判断をもう一回してもらったらどうかというもっと前の段階の話を意味しているんです。当然その段階では、八甲田ですから大和沢の上流よりももっと広く県民のみならず国民全体の観光地、国立公園になっているから、あそこにいる野生の諸々の動物、植物、昆虫も含めてそういうことについての情報もどンドン入ってくるというのは、更にその後だと思っただけです。

ただ、そもそも治水ですから、佐々木委員がああとき強調されていましたが、やはりあれだけ大洪水の被害、実は青森市民の流域の人は被害に遭っているわけですね。ですから、それを防ぎたいという強い流域住民の陳情、要望があってそれがちゃんと上がってきて必然性が出てきたということも踏まえているわけですが、そういう意味で広い意味での一層の情報公開ということでございます。さて、そうしますとどうでしょうか。長谷川委員の御意見に同調されるような御意見ございませんか。もしなければ委員長提示のこのぐらいははっきり言った方が良いという形で附帯意見を出すということになりますけど。よろしいですか。どうぞ。

長谷川委員：なぜ私がそういう発言をさせていただくかということ、この事業に対して前回の委員会で継続というふうにしてこの審議委員会は判断しているわけですね。それについて附帯意見というお話しをしているわけですから、継続と言いながらダム建設の可否というお話をここで持ち出してくるということに私はなぜそういうふうな状態になってしまったか。つまり、現ダム計画に対しての妥当性が十分判断できないと、これは調査が十分でないからという会議の議事録の状況を読ませていただきますとそういうふう感じたものですから、その意味では継続と判断されたのであれば、その妥当性が判断できるように資料を提出いただきたいんだということの方が附帯意見としては適切だというふう考えたわけでございます。

委員長：はい。どうでしょうか、今補足説明ありましたけど。実は長谷川委員も御存知のように、後でちょっと今年の総括の中でこの話をしたいと思っただけですけど、継続、計画変更、中止という3つのカテゴリーありますよね。その中の継続というのは工事をしろという継続の意味と、それからこういう工事をするための基本的な調査を継続しても良いよという意味が含まれているんですね。それで、例えば地すべりの話なんていうのは、正に地すべりを現在調査中なので、これは地すべりがどうしてもダム堤体に影響するようなことがあって、事業者の方でやろうといってもまずいということになれば中止ということもあるわけなんで、それは地すべりの結果が出てから見ましようというのが例えば21番の話なんですね。

今回につきましては、特に大和沢の場合はそれすらも分からないもっと前の段階なんですよ。皆さんの意見を聴いていると、それも議事録に出ていると思うんですけども。ですから、

ここに書かれている先ほど元村委員からもう1項目追加されて3つの調査ありましたね。ここに書いてあるものに更にプラス地域住民の生産・生活環境調査というのがありますけども、そういうものを出すことによって場合によっては建設そのものが否定されるということもあり得るなということの本委員会としては強く県民に認識していただいた方が良いのかなということで、ちょっと強い表現ですよねダム建設の可否というのは、そういう文言を入れたんですけどね。いかがでしょうか、ほかの委員の方々。どうぞ、渋谷委員。

渋谷委員：長谷川委員の意見ももっともだなというように思いながら聞いていたんですね。と言うのは、一方では継続というふうにして、もう一方ではダム建設の可否と言うのではちょっとギャップがあり過ぎるのではないかというような発言でなるほどなと思って聞いておりました。ただ、前回の委員会の席上でのそれぞれの委員の発言というのは、私の受け止め方は継続ではこれは問題があるなど。でも継続しか差し当たり選択肢がないので継続にしておくというような認識も結構あったのではないかというふうに思っています。1つの例として申し上げますと、例えば環境調査が2年間にわたって行われたと。この環境調査ということについて、専門家が入って具体的に検討したのかということを経理長が確か申し上げて、それについて県の方ではそれはやっていないというような発言もありまして、実際にいろいろ調査とかやっているけどもその対応は非常に不十分じゃないかというようなこともありましたね。

ですから、やはりきちんとやってもらうためには、あるいは前々回の委員会の現地調査で出された幾つかの資料等に基づいて、いろいろ議論すればクマタカの問題1つだけでもダムが中止されるような問題として、資料としてはそういうような重要な問題を提示しているということもありまして、継続で行かざるを得ないけれどもしかしこれは問題だというような認識があって継続にしているというような意味で言えば、少々ギャップがあるという印象は確かに継続と言う表現と可否という表現ではギャップがあるという感じはしますけれども、委員会の議論の流れという点では、実際にその議論の内容に即して考えればそれほどギャップがあるとも思えないなというところがありまして、私としてはこの表現でも良いのではないかなというふうに判断しております。

委員長：はい。さて、それじゃ本委員会の空気としてはこの原案どおりのダム建設の可否を判断できるようにという文言が入っていても良いというようなふうを受け止めますけどよろしいですか。じゃあ、そのようにしましょう。ほかにございますか。

原案修正の大事な点は奥戸ダムに関する言葉が入ってきました。それから自然環境調査という言葉の前に絶滅危惧種を含めたという言葉も入れるということですね。それじゃ、附帯意見はこんなことでよろしゅうございますか。それでは、これから話をいろいろしますけれども、その間に今言ったことをちょっと事務局の方で整理して後で最後にこういう文章になりますということを作っておいてください。ありがとうございました。

それじゃ、各論については以上のような形で、先ほどの表紙から2枚目の横長の一覧表に戻りたいと思うんですけども、委員会意見の別紙の附帯意見はただ今御訂正いただきましたような形に直しながら添付して、表現の見出しとしては県の審議してほしいというふうに出されてきた46はすべて県の原案どおりと。ただし原案どおりと言っても24番については中止ということであると。それから13番、20番、21番、22番、23番については別紙のと通りの附帯意見でございますというふうな形を整理して知事に報告したいというふうに思います。

それで、これですべて今年も盛りだくさんの大変な数の46事業の審議を終わりたいと思うんですけども、初めて第5回で予定の時間内に終われそうなんですけども、多分これでもって余程のことがない限り本委員会は終わりたいと思うんですけど、せっかくの機会でござ

いますので、5回の委員会を通じましてやっぱりいろいろ課題というか更に検討した方が良
いとか思うものが出てきたと思うのですよ。その辺について各委員から意見交換というか、
問題提起をしていただいて終わりにしたいと思うのですけども。どうぞ、どなたからでも。
じゃあ、長谷川委員からどうぞ。

長谷川委員：先ず第一は、今回様式を改善していただいた公共事業再評価調書ですけども、
それから更にそれをコンパクトにまとめた形で何度も出て参りました帳票のやり方、最終的
には個々の事業について今日のような審議が出来ておりますので、調書のあり方としては非
常の良かったのではないかと、改善できたのではないかとというふうに思います。

それから、これからの公共事業のあり方として、今日のダム建設だけではないと思うのは、
やはり公共事業全般に対する経費が非常に削減されていかなければいけないといいますが、
そういう状況の中で事業を継続、継続というふうなことで言ったときに、従来の予算枠が用
意できている時代では継続、継続ということなんでしょうけれども、私どもの委員会の枠組
みとしては、それは適切であれば継続という判断でよろしいかと思うんですが、その中から
いよいよどういふふうな継続の仕方をするかということ、この肅正されていきますという
予算の状況に応じてお考えいただく必要性が出てきたのではないかとというふうに思ってお
ります。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ワン・コメントずつどうぞ。じゃあ、順番で行きますか。
渋谷委員どうぞ。

渋谷委員：第1回の委員会の際に話題になったことですが、この委員会の選択肢は非
常に狭いと。一応幾つかの選択肢はありますけれども、継続というところに落ち着かざるを
得ないようないろいろな事情があると。これ元村委員も良く強調されていたと思いますが、
これは何とかならないのかなというように感じております。いろいろ疑問があったり問題点
があったりしましても、幾つかの選択肢を次々追って、検討事項を追っていきますと、結局
継続に行き着くという出来レースみたいなところもありまして、なかなか判断が難しいと
ころがありまして、この辺もう少しどうしたら良いか、良い案があるわけではありませ
んけれども、そういうような認識でいろいろ委員会の議論に参加していたというようなところ
があります。そんなところです。

委員長：はい。じゃあ、北村委員どうぞ。

北村委員：感じましたことはそれぞれの事業が採択された経緯というものが、良く分から
ないというような事業が幾つかあったということと、それからお金の関係で事業の推進が著
しく遅れていると。時間がとても経っているというような事業が相変わらず社会情勢の变化
の中でも、人の命と財産を守らなければならないというそういう見地から進められていると
いうことは重々承知なんですけれども、これだけ時間が経っているいろいろなことが変わっ
ているのに、なかなか見直されないまま進められているのだなというようなことにも一つ
の疑問を感じ得なかったというようなことはございました。

それと、駒込ダムの中でも申し上げたんですけども、やはり情報公開のあり方、住民の
納得を得て理解を得て事業を進めているわけなんですけれども、情報公開のあり方という
のを今というときを踏まえてITであるとかもちろんジャーナリズムなどを利用して公明正
大な開示の仕方というのにも取り組んでいただきたいなということを感じました。以上です。

委員長：奥村委員、どうぞ。

奥村委員：今年度のこの公共事業の見直しは、社会情勢が情勢なだけにもう少し中止とか
もう一回考え直そうとか、そういう結果がもう2つ3つ出るのではないかしらとある意味で
期待をしておりましてけれども、結局大筋は余り変わらないままに、おまけに私が思いを
込めました駒込ダムがこういう1行で括られてしまってどうしようと思っております。
意見書に

駒込ダムが八甲田山中に出来るということを一言入れてもらえないものかとちょっと混乱しております。事業中止に関しては行政の決定意志がなければ不可能で、私ども委員の意見というのは通らないのかという大変寂しい気持ちであります。勉強になりました。

委員長：細井委員どうぞ。

細井委員：北村委員同様に、事業採択の際にどういう問題があったのか非常に私も疑問を持つ一人でございます。1件1件審議して参りますとなかなか出し切れないと。ほぼ継続になってしまうという非常に悲しい役割を私どもが持って参加したのかなと。人様の事業をチェックする立場なものですから、余り良い役目ではないなという感じはしました。そうは申すものの、駒込ダムにおいても過去あの沿川、沿岸では4回の大水害もそれぞれ経験した方もありますし、また大和沢ダムでもそのようなことを現地視察の際に聞かされたわけでございます。直近では7月の末に九州の大洪水があり、自治体というのはあくまでも住民の命や財産を何としても守る立場にあらうかと思いますので、その狭間で大変苦しい役割をしておるんだなという感じがしております。それをチェックする私どももまた余り良い役目ではないなと感じました。以上です。

委員長：はい、どうも。岡田委員どうぞ。

岡田委員：全然予想していなかったことを期待されているというか、何か感想を述べると言うんですけども全然考えておりませんのでまとまりませんが、私は公共事業ということについては、林野サイドあるいは農水サイドから、要するに投資効率が悪いもの、あるいは時間軸としてもある投資効率を常識的に考える時間軸を越えるものについては、公共として国家が責任を持っていくんだという理解が当初ございましたので、この時間軸を区切ってなおかつ投資効率の枠組みの中にはめ込む議論ということについては、大変違和感を持っております。これが1つですね。私はこの投資効率を越えていく論理、そこを大事にしていくことというのはやはり我々これからの持っていかなきゃいけない大事な視点なんじゃないかなというふうに強く感じてまして、時間軸を含めて投資効率論に陥ることの危険を強く危惧しております。

もう一方はそれとは別なんですけど、別というか実は同じ内容に行き着くと思っておりますが、例えばこういう議論をこの場で行います。そうすると、やはりこのプロと言いましょか科学性といいましょか、これが公共事業だ、あるいは公共性を持つと言われるものの根拠は何かといった場合に、常にプロのところ科学性のところサイエンスティックなところにこの根拠を求めていかざるを得ないというか、それが大変強くて、そうするとこういうふうに委員が広い立場でとか、あるいは市民的な立場でとか素人っぽい発想でとか、常識的と言われるこの委員会が何を突破できるのかということについては依然として大変苦しい状況にあるなということを強く感じます。

問題は本当にこれまで近代科学が勝ち得てきた科学と言われているものが、今我々が判断すべき公共事業の正当性の根拠になり得るか、なってるかということについてきちっとした突き付けが出来ない、これが大変残念だなこう思っております。しかし私は、近代科学は例えば河川工事にしてもダムの問題にしてもそうですけれども、あるそのときのレベルでしかシミュレーションが出来ていない科学ですから、すべてについて知り得ている科学では決してありませんので、それは私は実は正当性の根拠ではあり得ないというふうに現段階では思っております。そうすると、一体岡田はじゃあ何を正当の根拠にするんだとうことになるわけで、そこで正に素人っぽい意見だとか常識的だとか、あるいはそんなこともあるのかというこのまったく視点を変えたところの意見、これをきちっとやはり判断材料に乗っけていく、言わば正にこの合意の1つ1つのこの要素についてきちっとあるこの信頼だとか、そこを発言する人、あるいはその意見の出所についての正にこの正当性みたいなことをきちっと

相互に了解していただくと。そうなる私の言う正統性というのは正に合意でしかないわけだね。そういうことを近代科学が持っているこの矮小化する側面を突破していく、そういうものとして是非公共事業を評価する場合の大事な点にしてほしい。これはとりわけ行政サイドにはそういう枠組みをもう一度考えていただけるとよろしいのではないかいうふうに常日頃思っていることでございます。この青森の事業についてどうだという意見は残念ながら用意してきておりませんので、極めて抽象的、一般的なお話でございますが、お許しをいただきたいと思えます。

委員長：ありがとうございます。前田委員いかがですか。

前田委員：私も今意見を述べなさいと言われても、何を言おうかなと考えていたんですけれども、先ほど何人かに意見がございましたけれども、非常にこの委員会の守備範囲というのは限定された中でやらざるを得ないというような状況なんですけれども、一般的な問題としては公共事業に対する見直しを含めたいわゆる国の税金を含めた、地方もそうですけれども、金の使い方が一般的に考えられているほど適正にやられているのかなという気が非常にするんですね。と言うのは、お前何を根拠にそういうことを言うんだということになりますけれども、手近かな話をしますと例えばダムにしても河川にしてもそうなんですけれども、新しい河川法が改正されて、治水、利水、それから環境の問題が新しく加わってきた。その中で、最近この委員会で問題になっていることを機会ある度にちょっと見ているんですけども、明治以来ずっと続けられてきた洪水対策ですよ、その中で非常に長いこといわゆる水防的な役割を果たしてきたものが最近環境という問題を絡めて、非常に広く論議をされて事業が進められてきたということがありますけれども、ただその中で私はこの前現地調査をした土淵川で住宅を移転させて憩いの場的な施設を造ったりなんかしていますけれども、あそこを見ましたら2度にわたって護岸が改築された痕跡がありましたよね。今ある河川の壁の外側に更にもう1つあって、ああいうことを再三やられてきたものをまたそれを壊して、公共事業というのはこういう金をかけるための仕事なのかと、最近の河川法の自然環境に名を借りた公共事業という印象をちょっと受けたんです。これはほかの問題でもあるんだろうとは思っているんですけども、港の問題でもそうなんです。と言うのは私水産の方の仕事をしている関係で、いろんな港湾とか漁港とか見えていますけども、実際に漁港なり港湾を造って憩いの場として造られた緑地が果たしてその地域の住民なり利用者がどれだけあるんだろうかということをお考えますと、税金を使うための公共事業として悪い言葉で言えば行政と政治屋と土建屋と一緒にした仕事じゃないのかなという印象を非常に強く受けるんです。と言うのは、それだけ利用されていないこと、どうしてこう無駄な金を使うのかというのは、例えば川の方の話をするすると、私札幌に移ったんですけども、札幌でも土淵川と同じような工事をやってるんですね。最近良くそこの近くを通るものですから見てるんですけども、2箇所ああいうふうに段々にして子供の憩いの場として造って、川にも飛び石を入れたりなんかしてやってるんですけども、非常に水が汚いです。そういうところをいくらやったら、2年ほど前からずっと見てるんですけども、誰も未だに子供もそうだし人が遊んでいる姿を見たことないんです。

だから、そういうことを自然環境の中に名を借りた金の無駄使いじゃないかという気がするんですね。現地視察のときに委員長もおっしゃいましたけれども、こういう汚れた川の中で健康管理の問題も含めて果たして良いのかというような質問をされましたけれども、ああいうふうなことが至る所で恐らく行われているんじゃないかなという気がするんですね。ですから、例えば我々子供の時には確かに川で遊んで魚を捕ったり釣りをしたり、そういうふうな河川に良く馴染んだ生活はありましたけど、今の子供にああいう国の基準というのは適用されるのかという気がするんですね。今はもう子供たちの遊び道具というのはああいうこ

とじゃなくて、テレビゲームだとかああいうふうなものにもうすっかり時代は変わっているのに、もう過去の自分たちの子供のノスタルジアにこと寄せた政策というのは本当にこれが必要なんだろうかという気がするんですね。地方の自然の姿を利用するのが本当であって、ああいうところに無駄な公共事業をやってやらなきゃならないのかなということ非常に強く感じる。

この委員会ではそういうふうなこと論じる立場でもありませんし出来ませんけれども、もう少し国の金を地方に、今地方分権の問題も含めて税金上の問題も財源の配分の問題も出ますけれども、国の指針に従ってというのは、それに従わなければその仕事は出来ないという今の悲しい実情がありますけれども、そこらをもう少し自由に県の発想で、あるいは地方の発想で出来るようなシステムに持っていけないのかなという印象を非常に強く受けるんですよ。まだいろいろありますけれども、時間もありませんのでこのくらいにします。

委員長：ありがとうございました。では一條委員どうぞ。

一條委員：皆さんのお話を伺って、ああそうだなと思うところが多々あります。私自身が感じたことは、まずはこの調書が以前よりもまた見やすくなったということでそれを感謝申し上げたいという気持ちと、でもやっぱりここで中間的な評価であるということがとてももどかしい思いと、やっぱり多くの委員の方がお話ししたように、継続になってしまうというところに単純に無念な気持ちというのがあります。私は専門家ではありませんので、ここに出席するのは本当に一般的な住民のニーズというところの代弁者になるんだと思うんですけども、例えば先ほど奥村委員もおっしゃっていた駒込ダムと同様に弘前の大和沢ダムということに関して、弘前の住民の関心というのは実は余りないんです。例えば城東の方の前田委員がお話ししていたような河川の工事にしても、新しくしてくれたからうれしい、でもどんどん流れが悪くなって臭くなってきたからいやだというただそれだけの反応しかないというところに、今回私は住民の関心の低さということが表れてすごく残念な気がしました。

私は今回の全般的事項の中に積極的な公開ではなくて、公開を積極的に行うと書き換えていただいたことにすごく期待しています。行政が積極的に公開していただくということと、メディアが積極的に取り上げていただくということできっと住民とか一般市民の関心ももっと高くなって行くのではないかと、そういうことを期待していきたいなと。ここの委員会だけでは話し合っても上手く出てこないものが、やっぱりここの調書の中の住民ニーズとか意見というところで市民性の高まりということこれから期待していかないことには、今までの公共工事の評価というものが余り変わっていけないんじゃないのかなということ今回特に感じました。まだまだこの委員会の意味というのもその意見を総括した上での大事な委員会だと思うんですが、それと同時に一般市民、住民の関心ももっとないことには、現地調査したときの肩すかしを食ったようなお話しというのはとても残念だと思いましたので、これから今後一層公開を積極的に行うというところに期待したいと思いました。

委員長：ありがとうございました。元村委員どうぞ。

元村委員：私も皆さんがおっしゃるように、何回もこの場で申し上げましたが、結局は継続に落ち着かざるを得ないというところに大変歯がゆい思いをいたしました。しかしその継続の内容を良く考えて見ますと、これは是非継続してほしいというものもあったわけですね。それから、まあ継続だろうというのもありましたし、それから本当のことを言うと中止とかあるいは計画変更が必要なんじゃないかなと思いつつも、具体的にそういう提案がここでは出来ない。それで結局は継続に落ち着かざるを得ないというような場合もあったと思うんですね。そういったようなニュアンスの変化というのを、ニュアンスの違いというのをやはりこれからもう少し整理できたらなというようなことを先ず感じました。

それから、今まで私どもがここでいろんな審議をした中では、かなりその審議が沸騰しま

したのは中止あるいは計画変更の方向なんじゃないかなというところに非常にこう審議が集中しているわけですね。しかしそれでそういう感覚をかなり持っている部分があったわけですが、これ裏返して言いますとね、予算獲得のためには是非継続してほしいというやつを強調して国の方へ予算申請をした方が、青森県としては予算獲得のためにプラスなんじゃないのかなという気がしますので、先ほど申し上げた是非継続というやつ、これをもう少し強調できるような委員会意見というのがあっても良かったんじゃないのかなという気がいたします。どちらかというところマイナスの方に意見が集中しているわけですが、プラスの方の是非どうしてもこれやらなくちゃいけないだろうというところに、これを委員会として強調するというような附帯意見があっても良いんじゃないのかなという点を感じました。

それから後は今までの中間評価、公共事業再評価に今回は環境の問題が加わったということで、今回は環境についてもある程度の、ある程度と言いますか僅かに審議がされたわけですが、正直申しまして先ほど岡田委員がおっしゃったような科学的根拠と言うに足るだけの影響に関するデータが必ずしも示されていないというところが私は非常に不満なところではあります。それは我々に示されていないだけでなく、住民の方々に対しても十分に示されていないんじゃないだろうかという気がしております。それが2点目です。

次に3点目に住民の方々の御意見というのが今までも幾つが出てきてるんですけども、その中に住民の方から是非これをやってほしいと言ってきた計画というのはどのくらいあるんだろうかと。むしろ県の方がこれは是非必要だということで計画を立てて住民に説明をして、住民はその良い面をいろいろ話を聞いてそれなら是非ほしいというような、そういう上位下達と言うとちょっと言い過ぎなんですけれども、そういうケースが結構多いんじゃないのかなという気がするんですね。私はやっぱりその辺がこれから本当に住民の意見を聴くためには、情報公開という言葉はたった一言の言葉なんですけれども、もっとどういう情報公開をしたら良いかという情報の中身を考えていくのがこれからの問題ではないかなと思うんですね。今はたまたま環境ということがありますので、環境についての情報をもう少しほしかったと。それに関しては住民の方々にもやはりそういうふうな、どういう情報を今公開するのが適切かという、たった一言の情報公開という言葉の中にいろんな中身が入っていると思う。その中でやはり適切な情報を公開していくというそれをだれかがちゃんと判断しなくちゃいけないだろうという気がするんですね。私も子どもがやはりそこまで力及ばなかったなという気がいたします。これからはどういう情報を公開していくかということ具体的に指摘できるようになると良いなというのが私の感想です。以上です。

委員長：ありがとうございました。最後に阿波田委員どうぞ。

阿波田委員：私が感じたことは1つは今年はダムが多かったということもあって、公共事業と環境と言うんですか、言わば公共投資の先ほど岡田委員も言われたんですが、投資効率を主体とした費用便益分析からまったく欠落した部分をいろいろ議論しながら判断しなきゃいけないという側面があるわけなんです、その辺の難しさとかこういうダムだとかというのはやはり個別のプロジェクトに関する議論よりも、全体で例えば県がどう取り組むかというような共通する問題があるはずなんです。そういう意味では先ほど言われた青森県ダム建設事業の見直し基本方針というのが出て、そういうところで例えば代替案の検討、あらゆる計画を比較検討すると。あるいは生態系の維持、保全というのを大事にするというような基本的な方針が作られていくわけですね。だから、そういうものがこういう個々のプロジェクトにどういう形で現れてくるかというのが非常に大切だと思うんですね。だから、そういうところとこういう個々の実施されるプロジェクトを作られるところが上手く連携されて、そういう全体のきれいなビジョンをまとめるだけでなく、それがこう浸透していったら我々のこういう議論のところへ明確な形で現れてくるのが非常に期待されるわけなんです。

そういう意味でこういう調書、例えば今年非常に感じたのは公共事業再評価調書というのは、去年いろいろ要望を出したものを聞いていただいて非常に見やすくしてもらったと。その中で、岡田先生から怒られるかもしれないけれども、費用対効果分析の要因変化とかいうようなところが本当はしっかり、こういうものは投資効率だけとは言いませんけれども、こういうところへやっぱり環境あるいは生態系を壊すいろんなコストなりそういう要素が入ってきて、いろんな代替案のこういう効果、費用というものが現れてきて、我々が検討できればもっと議論がしやすい形になるわけですね。だから多分こういうところが今後いろいろ環境という要素を入れて精緻化されて来るんだと思うんですが、そうでなくても本当はこの費用対効果分析の要因変化というところを、問題があった事業に関してもう少し詳しくいろんな資料が例えばどういう計算をされたのかというような表があれば、もう少し問題の性質とかそういうのが良く分かると思うんで、できれば出しにくいところもあるかと思うんですが、いろいろ問題になったときはこういうところの細かいものが出てくれば、事業の性格とかそういうのが非常に分かります。そうするとそういうところに、必ずしも金額ベースでなくても、例えば代替案について環境を主体にしたような比較検討みたいなものが何かの形で加わってくれば、もう少し分かりやすい議論になるんじゃないかなという気がしました。いずれにしても、あんまり個別のところで作るよりも全体の方針としてこういうダムとかそういうものにどう取り組むかという姿勢をきちっと固める議論をしないと、個別にやっていくというのは何か議論が空回りしているような気がします。

それともう1つは、やっぱりいろいろ議論したんだけど最後の結果というのが継続とかそういう形で収まって附帯意見付けるわけですが、例えば今回の我々ののはどちらかと言えば保留に近いようなニュアンスですよね。もうちょっと判断材料がほしいというような、そういうニュアンスが上手く伝わっていくのかどうかというのはちょっと心配なんですけども、そういう意味では少しそういうところがいろいろ議論した結果が、例えば継続という結果になったときに附帯条件付いていても、そういうニュアンスがきちっと伝わっていくのがどうかというのはちょっと心配なところもあるんですね。そういうことをちょっと感じました。委員長：はい、ありがとうございました。最後に卒論発表みたいな話で恐縮でございました。私、実は束ねる役回りでお話されたことはもう痛切に感じて、最後の附帯意見のところも随分悩んでいたところでございますけれども、まず本委員会の仕事の枠組みが中止と計画変更と継続というこの3つの中で結論を言えという枠組みの中でやっているわけですが、その中で中止とか計画変更というのはすべて予算が絡んできてくるということで、結果的に継続というふうな枠組みだとすれば、私としてはこの枠組みを直してほしいというのは政治家がやるべきで、議会を通したり青森県で独自にそういう枠組みを作るというのはなかなか至難なことだと思います。それで、皆さんと同じ思いなんですよ、だけど私なりに自分を納得させたのは継続で事業継続というのは山を何かしてあるいは川を何かしてものを造るという継続ではないということを読んだんですよ。

40何箇所をずっと見て行って最後まで問題として残ったダムに関しては、幸か不幸か分かりません。何が幸か不幸か。しかしいずれにしても現場の実態はまだ動いていないと。そこで皆さんにこの駒込ダム、奥村委員が思い入れのある駒込ダムは今山がどう変わっているかということ、先ほどきちっと事務局から図面を見せてもらった上で私しゃべってるんですけど、まだ500mしか山動かしていないんですよ。500mです。であれば、ここの私たちの委員会の仕事としては、この委員の総意に基づいて更なる調査を重ねて行って、そしてその調査の結果をマスメディアを通じながら、あるいはそれぞれの委員の御努力でもいいんですけど、もちろんやっている県土整備部の方もいろんなホームページでいろいろやるんですけど、精度の高い調査をして行ってその調査の結果を逐一広く県民、あそこは国立公

園ですから県民じゃなくて国民だっていうことでも良いんだけど、ならば洪水したとき皆払ってくれるのかということももちろんあるわけですよ。そういうことも含めて情報を開示するためには、私は継続した方が良いと思ったんです。これ予算止められちゃって中止してすべて止めるということになると、まったく役所は動けません。役所動けませんということになると、今度は逆に100分の1の確率で何かあったときに責任取るのは当然役所なりそういう方々ですから、そのときにいや皆さんそれで良いと言ったんじゃないですかということを取るためにも、私としては枠組みが中止と計画変更、継続の3つしかなかったら、このダムに関しては継続全部させたいと。そして全部情報出して最後の選択肢は県民にさせれば良いと思った。

弘前もそうですよ。あそこまだ何にもやってないんですから。何にもやっていないところに、ある1つのグループがどうしてもほしいと言ったことに基づいて調査が始まったら、本当に皆さん税金を使ってああいうところに人工構造物を造って良いですね、歴史的に見てそれで良いですねということをやって、あるところのように住民投票やって最後の最後まで皆に責任を持たせるというやり方をするのも新しいスタイルの民主主義だろうと思います。ですから、変にもうここまで来たところである一定の力で中止させるというのは、ものを作って例えばこの間の集中豪雨のように何か事件が起きたから中止だと。これはもう中止ですよ、何かやったときは、土木工事の失敗ですから。だけど、今いろいろ既存のものに対して自然のものに対して調査をするんですから、これはその10年先、20年先の孫子の代の人たちが先輩たち先人たちはすごく良い調査をしてくれたということのデータをちゃんとして保管しておくためにもこういう予算で調査したら良いんじゃないかと思って、私はたったそれしか選択の余地がなければ継続だけかなり強い形で意見を言ってそれは是非執行する際には重く受け止めてほしいという思いであるし、またそうしてくれるだろうと思っています。でないと、私たちどなたかもおっしゃったように何かこう非常にがっかりという感じになるんで、そうはならないだろうというふうに私はそこは信頼しているんですね。

先ほどから話し出てますように、この再評価は一番最初に私申し上げたように時のアセスと環境アセスのいう2つのテーマのために新しく出てきた機運でございますので、そのアセスメントは必ず情報は開示した方が良いと思います。そういう形でやっていくんですけど、アセスメントという言葉で、評価はなぜこの事業が採択されたとこれ事前評価と言いますね。事前評価があって、今私たちがやっております再評価というのがあって、この後事後評価というのがあるんですね。この事業が果たして良かったかどうか、妥当性。これやっぱり3点がセットになって初めて税金の正しい使い方に結びついていくと思うんですけども、今のこの仕事は走りながら考えるということで今年で6年になるんですね。手前味噌ですけど私も6年間やっている委員会の中で相当の改善案が出されて、一定のところまで6年前に比べたら進化してきたと思います。これは審議委員が進化したと同時に、公共事業ですから公共事業というのは農村整備と県土整備の2つを指すわけですけど、公共事業に携わっている行政マンの方たちもこの6年間にもものすごく進化したと思います。始めに仕事ありきという感覚からもう恐らく脱し切れたと思うんで、これで情報開示ということで作業で出てきた成果を住民に情報を開示することによって、もしこの事業を中止した方が良いという県民の判断が出れば、それに対して県当局は素直に受けてそういう時代なんだなというふうになるように担当の方々も意識が変わってきたんじゃないかというふうに思いますね。

それに拍車をかけたのが森川海条例を執行する、実行するといったらこれは何度も繰り返しますが、新知事はかなり思い切ったことを言いましたねと。もう一度繰り返しますが、人間が不便を感じても野生生物そちらの方が良いという判断を住民がしたら、そちらを取るということですから、これは画期的な判断だと思いますね。そういう判断から私は今この最

後まで問題になっていた4つのダムについては全部住民公開にかけたら良いと思います。それでも、私たちがいろんな意味で人間生活に対して、いろいろ不便がきてもその方々が森と川と海、生態系を維持して孫子の代に伝えた方が良いというふうな判断がされたら、これは画期的な公共事業の選択になるんだろうと思って、この後どうなるか、これでもって終わりますけれども、私としては少なくともダム問題については長野県とはまた全然別の視点で青森県方式ということで、知事の出した新しい見直しについては非常に期待したいというか考えていきたいと思っております。それが総論でございます。

各論の話をしますと、県土整備部、これは農林水産部もそうですが、御忠告申し上げておきたいんですけども、環境アセスが非常にウエイトを占めてきます。公共事業の見直し、そのときに環境アセスをやりますと必ず環境省が指定しているレッドデータブックに載っている昆虫から草花から動物に至るまで固有名詞が出て参ります。これは基本的に発表しないというのが進んでいる例ですから、実はやっている最中にこちらの政策推進室の方から何回も先生クマタカという名前消しても良いですかというのを言われたんですけど、もう遅いと。やっている最中に突然消すとかえってそこだけクローズアップされて指摘されるので、来年度以降はそういう固有名詞を出さないようにと、このマニュアルはもう出ております。これは実害が出ているんですよ。鳥は見学者が来ると逃げていけば良いですけど、草花は不心得者がいまして、八甲田の何とかというところの近くにこういう草花があったということが審議会で出ますと、必ずそれ盗掘されて持っていかれちゃうんですね。その責任が今度はどこにあるんだと、この審議会にあるんじゃないかとかいろいろ言われている問題があちこちで出されているんですよ。したがって、このマニュアルは環境省の方で出されていますから、何もそんなことを言わないで先ほどのように絶滅危惧種があったというその一言で良いんであって、次年度以降は是非その辺に御配慮いただきながら、しかし環境については特段の調査を続けていただきたいというふうなことが細かい点で1つだと思います。

それからあともう1つこれ元村委員に私言われてそうかなと思って、その後いろいろ調べました。実は継続じゃなくて中止とか計画変更という判断をこの委員会でするとなると、私どもが代替案を当局に出さなければ言えないんじゃないかということについては、本審議会はそういう任務を持ちません。とにかくここで今出されている県の方針がおかしいと思ったら、なぜおかしいかという理由を出ただけで、当局は見直しをしなければいけないということになっていますから、代替案を持たない限りそういうことは言えないということはないということを調べて参りました。ですから、もし次年度以降おやりになる場合は、余りそういうことに気を使わなくてもよろしいですから、おかしかったら計画変更という判断をして全然構わない。ただし、これはあのとき県の方が顔色を変えて説明したように、計画変更は全部予算変更につながってくるということがあるという点では確かに1つの枠はめになると思うんですけどね。

細かい話としてはそんなところをちょっと気になっておりましたけれど、全体としてはこの6年間に私どもも相当勉強というか、進化したと、前に進んだと思いますし、おやりになっているそれぞれの担当の方も、相当時代が変わっていることは十分に認識されて、調書もそれなりの調書が出てきたと思うんで、あとは私どもも県当局も一緒になって情報開示をどういう形でやってすべてオープンにした上で、造るのか造らないのか、止めるのか皆に判断してもらうという姿勢を一貫して持つと。それで、その根拠はあくまでも私は森川海条例だというふうに認識しております。

これで終わりたいと思うんですけど、最後に先ほどの知事にどういう附帯意見を出すかということについて、ここで発表したいと思うんでちょっと暫時時間いただきたいんですよ。摺り合わせをした上で最後に取りまとめて終わらせていただきたい思いますんで、10分ほ

ど休ませてください。3時40分に再開したいと思います。

【休憩】

委員長：再開しましょうか。じゃあ、配ってくれますか。文言をちゃんとしておいた方が後で良いと思うんで。先ず1番、南郷村の件ですけれども、南郷村においては、施設のインシヤルコストとランニングコストの負担と将来展望を明確にし、実効ある運営を行うこと。それから次は別紙のような形に書き直します。また、県は整備された施設の管理・運営が将来にわたって適正に行われているかをモニタリングし、必要に応じて南郷村及び運営協議会に対して助言などの適切な支援を行うこと。これが1番です。これでよろしいですね。

それから次です。前段のところは良くて、(1)全般的事項というところについては、ア、県民全体に対する積極的な公開を行うこと。それから、(2)が幾つか書き直されています。ウ、大和沢です。ダム建設の可否を判断できるように、環境用水の補給と利用のための調査・検討、その後、絶滅危惧種を含む自然環境調査及び流域住民の生産環境と生活環境の影響調査、ここは、などを入れた方が良いでしょう、などを継続し、それらの結果が明らかになり次第再評価審議委員会に諮ること。それで新たに工というのを入れます。工、奥戸ダムについては、社会経済情勢の変化が明らかになり次第再評価審議委員会に諮ること。以上ですけど、よろしゅうございますか。よろしければ、私と長谷川委員の日程調整、もちろん知事サイドの日程調整をしながら、なるべく早い機会にこの本委員会としての意見を提出したいということでございます。はい、どうぞ。

岡田委員：この別紙の、また以降ですが、やっぱりちょっと表現がふさわしくないと思いますね。要するに、助言や適切な支援を行うことなら良いと思いますけど、助言などのというといかにもここに特定した言い方で適正を欠くと思います。

委員長：はい、どうですか。助言や適切な支援を行うこと。じゃあ、こういう形で出したいと思います。どうぞ、北村委員。

北村委員：最後だというので一言。小林先生のような委員長さんがこの委員会の委員長であられたことに対して、いつもこういう会が終わった後で女性たちで小林先生が委員長で良かったねという話題に上っておりました。いろいろな審議会、委員会に出させていただいてありますが、どんな意見も取りこぼしなくお取り上げいただきまして、深くお受け止めただいて最後にこのような取りまとめをしていただいたこと、私のようなものが申し上げるのは役不足ではございますが、全女性の意見として感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

委員長：最後に私ごあいさつしようと思って、特に女性の委員にはということは一言なかったんですけど、じゃあ今の言葉で一言入れますけど、ほとんど私の都合でと言った方が良いでしょうと思うんですけど、毎回日曜日ということで本当に申し訳なく思っております。ちょっと転勤してしましまして今東京に住んでいるものですから、本当に各委員の方におかれては大切な日曜日を潰していただいて。

しかし、私も幾つか県の方のお手伝いさせてもらってますけども、この委員会は非常に重いんですよ。重いんですけどそれだけに面白いと思います。そういう意味では多彩ないろんな各分野の方々の御意見が披露されて、それで何よりもこの委員会が大切だと思ったのは、ここで私たち10何名の委員がそれぞれの思いで発言していることを、行政の方がずっと聞かれてる。そして、それをちゃんと取り入れながら資料を訂正し作り直して改善してこう出されてる、これは恐らく県の方にとってはものすごい勉強なんだと思うんですね。これに担当として関わっている方は多分寝込むぐらいの従来のマニュアルにないような仕事だったと思うんですけども、逆な意味で言いますと県の行政マンの方はそのトップレベルの新しい形の行政のあり方をこの審議会の中から勉強されて、徹夜で作業されている担当の

方々は決してそれが無駄にならないで、県職員としてトップレベルの仕事に従事しているようになったのではないのかなというふうなことを思っております。

それにしても本当に担当の方々は、随分各委員がいろんなこと言ったことに対して実にきちきちっとレポートを出していただいて、そしてちょっとおかしいんじゃないのということに対しては誠意を持って調べて回答してもらったと、このやり方が多分私の承知している県の委員会の中では非常に珍しいやり方ではないのかなと思っているんです。そういう意味では事務局の県の方々に対しても厚くお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(2)その他

事務局：事務局から事務連絡が1点ございます。冒頭委員長からも申しあげましたように、審議内容の公表・縦覧について御説明いたします。本会議での配布資料及び審議の概要につきましては、当室において縦覧に供することとしております。また、県のホームページにおきましても、これまでどおり審議の概要を公表いたします。公表いたします議事録につきましては、事務局で整理した後、委員の皆様方の確認を得まして、取りまとめの上公表したいと考えてございます。よろしく願いいたします。以上です。

4 閉会あいさつ（中島政策審議監）